

平成9年9月 「財政健全化推進方策」策定  
 平成11年4月 「財政非常事態宣言」  
 // 11月 「財政の中期試算と今後の対処方針」策定  
 平成13年9月 「道財政の展望」策定  
 平成16年8月 「道財政立て直しプラン」策定  
 平成18年2月 「新たな行財政改革の取組み」策定  
 平成20年2月 「新たな行財政改革の取組み」(改訂版)策定  
 平成24年3月 『新たな行財政改革の取組み』(改訂版)後半期(H24~26)の取組み」策定

平成26年3月 「当面(H26~27)の行財政改革の取組み」策定  
 平成28年3月 「行財政運営方針」策定  
 平成30年3月 『行財政運営方針』後半期(H30~32(R2))の取組」策定  
 令和3年3月 「行財政運営の基本方針(2021~2025)」策定  
 令和4年3月 「行財政運営の基本方針(2021~2025)<改訂版>」策定  
 令和6年3月 「行財政運営の基本方針(2021~2025)<改訂版>」に基づく  
 令和6~7年度の収支対策を策定

区分		取組の概要	
歳 人 件 出 費 の 削 抑 制	職員数 適正化計画 による 職員数削減	⑩~⑭	・知事部局職員の職員数 ▲5%
		⑮~⑳	・知事部局職員の職員数 ▲15%
		㉑~㉒	・知事部局職員の職員数 ▲35%
		㉓~㉔	・教育庁事務局の職員数 ▲15%
		⑮~⑰	・▲1.7%
		⑱~⑲	・▲10%
		㉑~㉓	・管理職員 ▲9%、その他の職員 ▲7.5%
		㉔~㉕	・課長相当職以上の管理職員 ▲9% ・主幹相当職の管理職員 ㉔▲9%、㉕▲8.7% ・下記以外の一般職員 ㉔▲4.8%、㉕▲4.5% ・30歳以下の一般職員 ▲4%
		㉖~㉗	・課長相当職以上の管理職員 ▲8% ・主幹相当職の管理職員 ▲7.4% ・下記以外の一般職員 ▲2.9% ・30歳以下の一般職員 ▲2%
		㉘~㉙	・課長相当職以上の管理職員 ▲7% ・主幹相当職の管理職員 ▲3%
	㉚	・課長相当職以上の管理職員 ▲4% ・主幹相当職の管理職員 ▲1.5%	
	給料の減縮	⑪~⑰	・▲5%
		⑱~⑲	・▲20%
		㉑~㉓	
		㉔~㉕	・課長相当職以上の管理職員 ▲10% ・主幹相当職の管理職員 ▲8% ・課長相当職以上の管理職員 ▲8%
		⑪	・▲5%
		⑫~⑭	・管理職手当16%以上の職員 ▲10%、 その他の職員 ▲7.5%
		⑮~⑲	・算出基礎額から役職段階別加算額を除外、 特定の管理職員は更に支給額を▲5%
		㉑~㉓	・算出基礎額から役職段階別加算額の1/3相当額を減額
		㉔~㉕	・管理職員は算出基礎額から役職段階別加算額の1/3 相当額を減額、一般職員は1/4相当額を減額
㉖~		・退職手当の調整率(104/100)の段階的引き下げ ㉖98/100 ㉗92/100 ㉘~87/100	
㉚	・退職手当の調整率(87/100)の引き下げ ㉚~83.7/100		

区分		取組の概要		
歳 人 件 出 費 の 削 抑 制	特別 職 の 削 抑 制	給料の減縮	①	・知事・副知事・出納長 ▲5%、 その他の常勤の特別職 ▲3%
			⑫~⑰	・知事・副知事・出納長 ▲10%、 その他の常勤の特別職 ▲5%
			⑱~⑲	・知事 ▲25%、副知事 ▲20%、 その他の常勤の特別職 ▲15%
			㉑~㉓	・知事 ▲25%、副知事 ▲20%、教育長 ▲15%、 その他の常勤の特別職 ▲10%
			㉔~㉕	・知事 ▲25%、副知事 ▲20%、教育長 ▲15%、 その他の常勤の特別職 ▲10%
		期末手当の減縮	①	・知事・副知事・出納長 ▲10%、 その他の常勤の特別職 ▲8%
			⑫~⑭	・知事・副知事・出納長 ▲20%、 その他の常勤の特別職 ▲15%
			⑮~⑰	・知事・副知事・出納長 ▲15%、 その他の常勤の特別職 ▲10%
			⑱~⑲	・知事 ▲25%、副知事 ▲20%、 その他の常勤の特別職 ▲18%
			㉑~㉓	・知事 ▲25%、副知事 ▲20%、教育長 ▲18%、 その他の常勤の特別職 ▲15%
退 手 支 給 水 準 引 下	退 手 当 の 減 縮	⑱~⑲	・▲10%	
		㉑~㉓		
		㉔		
退 手 支 給 水 準 引 下	㉖~	・▲15%		
	㉚	・▲3.37%		

※ 財政健全化の取組とは別に、行財政改革の推進に向けた知事等の決意と姿勢を明らかにするため、知事等の給料等の減額を実施(㉖~)

区 分		取 組 の 概 要	
歳 出 削 減	投資的 事業費 の抑制	特別対策事業費 公共関連単独事業費	⑬～⑰ 特別対策事業費、公共関連単独事業費の大幅 な削減
			⑳～㉓ ㉒は▲9%程度、㉑～㉓は▲7%程度
			㉔～㉖ ㉕規模（一般財源ベース）を継続
			㉗～㉙ ㉘規模（一般財源ベース）を継続
			㉚～㉜ ㉛規模（一般財源ベース）を継続
			③ ②規模（一般財源ベース）を継続
			④～⑤ ③規模（一般財源ベース）を継続
			⑥～⑦ ⑤規模（一般財源ベース）を継続
	施設等建設工事費	⑮～ 施設整備方針に基づき、施設の改築を耐用年 数満了まで延期	
		⑰～⑲ 工事着工、設計着手は原則繰り延べ	
		⑳～㉓ 原則、㉑規模（一般財源ベース）を継続	
		㉔～㉖ 原則、㉑規模（一般財源ベース）を継続	
		㉗～㉙ 原則、㉘規模（一般財源ベース）を継続	
		㉚～㉜ 原則、㉙規模（一般財源ベース）を継続	
③ 原則、②規模（一般財源ベース）を継続			
④～⑤ 原則、③規模（一般財源ベース）を継続			
一般施策事業の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価による事業の見直し</li> <li>・関与団体の見直し(団体数 ピーク時⑩201→④78)</li> <li>・奨励的補助金、団体補助金、上置補助金等の縮減</li> <li>・指定管理者制度の導入</li> <li>・特別会計繰出金の縮減 など</li> </ul>		

区 分		取 組 の 概 要	
歳 入 確 保	道 税 収 入 の 確 保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車税に係る積雪軽減措置の廃止及びキャンピングカーの税率区分の創設</li> <li>・自動車税（バス・トラック）の減免措置の廃止（⑰～⑲増収額9億円程度）</li> <li>・「道税確保対策本部」の設置による個人道民税、自動車税の徴収強化</li> </ul>	
		使用料・手数料の見直し	・住民間の公平・均衡を図る観点から、フルコスト計算に基づく原価を踏まえた料金改定を実施
	財 産 収 入 の 確 保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用地（土地や建物など）や株式の売却処分による収入の確保</li> <li>・道有資産の有効活用（自動販売機の設置場所の貸付、定期借地権の設定、庁舎等への広告掲載、ネーミングライツなど）</li> </ul>	
そ の 他	特定目的基金の運用等の 見 直 し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基金を活用した事業について、長期・安定的な事業実施を図るため、②から予算措置により必要な事業費を確保し、繰替運用を解消</li> </ul>	